条第一項第一号に規定する者に該当することを証する書類を添えて、これを日本年金機構に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　受給権者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

三　老齢厚生年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。）

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。